

消費生活協同組合制度の概要について

消費生活協同組合制度の概要等

1 消費生活協同組合制度の概要

(1) 目的

国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もって国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的とする。

(2) 組合の法的性格

消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会(組合と総称)は、法人とする。

※ 消費生活協同組合連合会: 消費生活協同組合を会員とする同組合の連合会

(3) 組合の基準及び原則

○消費生活協同組合が備えていなければならない基準

- ・ 一定の地域または職域による人と人との結合であること(相互扶助組織)

※ 法人は組合員となることができない。

- ・ 組合員の生活の文化的経済的改善向上のみを目的とすること
- ・ 加入、脱退の自由
- ・ 議決権・選挙権は、出資口数にかかわらず平等であること(1人1票制)
- ・ 剰余金は、主として原則利用分量により割戻し、出資額に応じて割り戻す場合には、その限度が定められていること 等

○組合が運営上守るべき原則

- ・ 政治的中立の原則(特定の政党のために利用してはならない)
- ・ 組合員への最大奉仕(組合は組合員に最大の奉仕をしなければならない)
- ・ 非営利の原則(営利を目的としてはならない)
- ・ 員外利用の原則禁止(行政庁の許可がある場合等一定の場合を除き、組合員以外に事業を利用させることはできない)

(4)事業の種類

- 購買事業(店舗、共同購入 等)
- 利用事業(医療、福祉事業 等)
- 共済事業(生命共済、火災共済 等)

(5)区域

○ 地域生協： 都道府県の区域内

(所管行政庁は都道府県知事。ただし、都道府県の区域を越え、1つの地方厚生局^(注)内である連合会は地方厚生局長、また、組合の区域が2つ以上の地方厚生局にまたがる連合会は厚生労働大臣)

○ 職域生協： 当該企業等の職域

(所管行政庁は、職域が都道府県の区域を越え、かつ、1つの地方厚生局内であれば地方厚生局長、また、組合の区域が2つ以上の地方厚生局にまたがれば厚生労働大臣、都道府県内であれば都道府県知事)

(注) 地方厚生局はブロック単位に設置されており、以下の7局がある(北海道厚生局、東北厚生局、関東信越厚生局、東海北陸厚生局、近畿厚生局、中国四国厚生局、九州厚生局)

2 消費生活協同組合の役割と活動

